

居宅介護支援事業所重要事項説明書

令和8年8月1日現在

1. 事業の目的

株式会社こたつ生活介護は、『ケアプランセンターこたつ』の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

2. 運営の方針

- ① 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場にたって援助を行う。
- ② 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように中立公正な立場でサービスを調整する。
- ③ 関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- ④ 利用者自身によるサービスの選択と同意
利用者自身がサービスを選択することを基本に支援しサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者または家族に対して提供するものとする。
 - ・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求める事が出来ること、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができる。
 - ・特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはない。
 - ・居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなる、サービス担当学会議の招集ややむをえない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、利用者及び当該サービス担当者との合意を図る。
- ⑤ 末期のがんと診断された場合であって、日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると主治の医師等が判断した場合、利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問（モニタリング）を行い、

利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施する。その際に把握した利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々状態に即したサービス内容の調整等を行う。

- ・「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行う

- ⑥ 看取り期におけるサービス利用に至らなかった場合の評価
居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を行う。
- ⑥ 利用者又はその家族の同意がある場合、モニタリング（少なくとも2月に1回）、サービス担当者会議及び入院中のカンファレンスを、テレビ電話装置等（オンラインツール）を活用して行うことができるものとする。その際、個人情報の適切な取扱いに留意する。
- ⑧ 感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等取り組む。
- ⑨ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定める。
- ⑩ 当事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
- ⑪ 利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行わない。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- ⑫ 男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組む。
- ⑬ 感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を講じる。

3 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 042-519-7706 （月～金曜日 9:00～17:00）

担当 管理責任者（介護支援専門員） 羽生 真人

ご不明な点は、何でもおたずねください。

4 居宅介護支援事業所の概要

(ア) 居宅介護支援事業所者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	ケアプランセンターこたつ
所在地	東京都立川市一番町六丁目 29 番地の 8
事業所の指定番号	居宅介護支援事業（1373003621 号）
サービスを提供する実施地域	立川市、昭島市、武蔵村山市にお住まいの方

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(イ) 事業所の職員体制

管理者 1 名 介護支援専門員 1 名

(ウ) 営業時間

月～金曜日 午前8時30分から午後5時30分まで

※（土曜・日曜・12月29日～1月3日は休業）

(エ) 事業計画について

事業計画及については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

5 提供するサービスの内容等

(ア) あなたのお宅を訪問し、あなたの心身の状態を適切な方法により把握の上、あなた自身やご家族の希望を踏まえ、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。

(イ) あなたの居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、あなたとその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

(ウ) 必要に応じて、あなたと事業者との双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

(エ) あなたの主治の医師および関係医療機関との間において、あなたの疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことであなたの疾患に対する対応を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たすために、以下の対応をお願いいたします。

①あなたの不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に、当事業所名および担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いいたします。

②また、入院時には、あなたまたはご家族から、当事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。

(オ) 前 6 ヶ月間に作成されたケアプランに位置づけられた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与ごとの回数の内、同一の事業所によって提供されたものが占める割合（上位 3 位まで）についてご希望があれば別紙書面にて説明いたします。

(カ) 指定居宅介護支援及び指定居宅サービス事業者等についての相談・苦情窓口となり、適切に対処します。

(キ) あなたの要介護（要支援）認定の申請についてお手伝いします。

(ク) 訪問時において茶菓のもてなしや御心付けは、一切いたしておりません。

6 利用料金

(ア)利用料（ケアプラン作成料）

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日保険者の窓口へ提出すると、全額払戻を受けられます。

（居宅介護支援利用料）

- | | | | |
|--------------------------------|---------------------------|-------------|----------|
| ① 介護支援専門員取扱件数 45 件未満の場合 | | | |
| 要介護 1・2 | 11,772 円 | 要介護 3・4・5 | 15,295 円 |
| ② 介護支援専門員取扱件数 45 件以上 60 件未満の場合 | | | |
| 要介護 1・2 | 5,896 円 | 要介護 3・4・5 | 7,631 円 |
| ③ 介護支援専門員取扱件数 60 件以上場合 | | | |
| 要介護 1・2 | 3,533 円 | 要介護 3・4・5 | 4,574 円 |
| ④ 加算を算定した場合 | | | |
| 初回加算 | | 1ヶ月につき | 3,252 円 |
| 入院時情報連携加算（Ⅰ） | | 1ヶ月につき | 2,710 円 |
| 入院時情報連携加算（Ⅱ） | | 1ヶ月につき | 2,168 円 |
| 退院・退所加算 | | カンファレンス参加 無 | |
| | | 連携1回につき | 4,878 円 |
| | | 連携2回につき | 6,504 円 |
| | | カンファレンス参加 有 | |
| | | 連携1回につき | 6,504 円 |
| | | 連携2回につき | 8,130 円 |
| | | 連携3回につき | 9,756 円 |
| 緊急時等居宅カンファレンス加算 | | 1回につき | 2,168 円 |
| ターミナルケアマネジメント加算 | | 1ヶ月につき | 4,344 円 |
| 通院時情報連携加算 | | 1ヶ月につき | 542 円 |
| 介護職員等処遇改善加算 | 1ヶ月につき介護報酬総単位数に対して 2.1%相当 | | |

(イ)交通費

前記 2 の（1）のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

(ウ)解約料

お客様はいつでも契約を解約することができます、一切料金はかかりません。

7 サービス内容に関する苦情

(ア)当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

ケアプランセンターこたつ苦情相談窓口

電話042-519-7706

(イ)その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

立川市保健福祉部介護保険課

電話042-523-2111

東京都国民健康保険団体連合会

介護保険部相談窓口担当 電話03-6238-0177

8 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者がお住まいの市町村、ご家族、居宅サービス事業者等に連絡を致します。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

9 秘密の保持について

- (1) 当該事業所の従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしません。
- (2) 当該事業所の従業者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしません。
- (3) 当該事業所では、あらかじめ文書による同意を得た上で利用者の医療上緊急の必要がある場合やサービス担当者会議等で必要がある場合等、必要な範囲内で利用者又はご家族の個人情報を使用いたします。

10 第三者評価の実施について

第三者評価については現在実施しておりませんが、よりよい福祉サービスの実現に向けて、サービスの質の向上に積極的に取り組んで参ります。

11 当法人の概要

名称	株式会社こたつ生活介護
代表者役職・氏名	代表取締役 大江 尚之
所在地	東京都立川市一番町六丁目 29 番地の 8
電話番号	042-520-6588

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基ついて重要な事項を説明しました。

事業者	株式会社こたつ生活介護
事業所所在地	〒190-0033 東京都立川市一番町六丁目 29 番地の 8
名 称	ケアプランセンターこたつ
説明者	

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受け同意しました。

利用者 氏名

(代理人) 氏名

(付属別紙1)

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合、利用料をいただきません。

4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくことになります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくことになります。